

障害者雇用安定促進助成金のご案内

～県では障害者の継続雇用を支援します～

ハローワークの特定求職者雇用開発助成金（特開金）の支給対象期間が満了した後も、引き続き障害者を雇用する中小企業事業主に対し、10万円を限度に山梨県が助成金を支給します。

対象者ごとの助成金の額

- (1) 勤務時間が週 20～30 時間未満の重度障害者等（重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者、45歳以上の身体障害者、45歳以上の知的障害者）を引き続き雇用する場合 → 1人につき 10万円
- (2) 重度障害者等以外（45歳未満の身体障害者、45歳未満の知的障害者）を引き続き雇用する場合 → 1人につき 5万円
- (3) 助成対象期間は、特開金支給対象期間の終了日が属する月の翌月から6か月です。

国の特定求職者雇用開発助成金

対象区分（勤務時間）	支給対象期間
重度障害者等	(週30時間以上) 36月
	(週20～30時間) 24月
重度障害者等以外	(週30時間以上) 24月
	(週20～30時間) 24月

山梨県の障害者雇用安定促進助成金

対象区分（勤務時間）	支給対象期間 助成金額
重度障害者等	(週30時間以上) 対象外*
	(週20～30時間) 6月 助成金10万円
重度障害者等以外	(週30時間以上) 6月 助成金5万円
	(週20～30時間) 6月 助成金5万円

特開金
受給終了後

*勤務時間が週30時間以上の重度障害者等を対象とする障害者雇用安定促進助成金は、特定求職者雇用開発助成金の支給対象期間が2年間から3年間に延長されたことにより、助成対象外となります。

受給できる事業主（支給要件） 次の(1)から(5)のすべてに該当する事業主

- (1) 雇用保険の適用事業主であること。
- (2) 資本の額若しくは出資の総額が3億円を超えない事業主又は常時雇用する労働者の数が300人を超えない事業主であること。
- (3) 山梨県内在住の障害者を、ハローワーク又は適正な職業紹介事業者の紹介により常用労働者（1週間の所定労働時間が20時間未満の者を除く。）として県内の事業所に雇用し、特開金の受給終了後も引き続き雇用する事業主であること。
- (4) 特開金を支給対象期間満了日まで受給見込みであること。
- (5) 県版ジョブコーチ等による職場定着のための巡回訪問の受け入れに同意すること。

手続き等

○支給要件を満たす事業主の方は、特開金支給対象期間（24月）の終了後2か月以内に「継続雇用計画書」に、次の書類を添付し、下記までご提出ください（郵送可）。

- ①特開金の支給決定通知書（最終期以前（1期～3期）のもので可）の写し
- ②支給対象者であることを証する書類（障害者手帳等）の写し
- ③障害者雇用安定促進助成金に係る情報提供承諾書

○継続雇用計画書の到着後、連絡の上、当該事業所を県版ジョブコーチ等が巡回訪問します。

○助成対象期間の経過後、改めて支給申請書を提出していただきます。

※その他ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ・提出先】〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県産業労働部 労政人材育成課 人材育成担当

TEL : 055-223-1566 FAX : 055-223-1564

障害者雇用安定促進助成金Q&A

Q1 助成金をもらえるのはどのような場合ですか

A 障害者を雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金（特開金）の支給対象期間終了後、引き続き 6 ヶ月継続して雇用した場合が対象となります。

Q2 助成金はいくらもらえますか。

A 10万円または5万円になります。
重度障害者等（週 20～30 時間勤務）を雇用した場合…10万円
重度障害者等以外を雇用した場合 …5万円

Q3 重度障害者等とはどのような方ですか

A 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者、45歳以上の身体障害者、45歳以上の知的障害者です。

Q4 助成金をもらうためにはどのような手続きが必要ですか

A 特開金支給対象期間終了後 2 ヶ月以内に「継続雇用計画書」を県に提出する必要があります。
「継続雇用計画書」の提出期限は、特開金の第 4 期決定通知後ではないため注意してください。（特開金第 4 期の申請と並行して申請する必要があります。）

Q5 「継続雇用計画書」提出後はどのような流れですか

A 提出いただいた計画書の内容を確認後、申請者に申請書類一式を送付します。その後、県版ジョブコーチが事業所を訪問し、対象労働者の勤務状況を確認します。
助成対象期間（6 ヶ月）経過後、2 ヶ月以内に申請書類一式を提出してもらいます。申請書類を審査し、問題がなければ助成金が支給されます。
助成金受給後 2 年間は対象労働者が継続して雇用されているか調査を行います。

Q6 助成対象期間中に対象労働者が退職した場合はどうなりますか

A 助成対象とはなりません。
対象労働者が退職した場合は速やかに労政人材育成課（055-223-1566）まで御連絡ください。